ロ　貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額

［(1)・(2)　略］

(3)　三カ月以上延滞債権（元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金（(1)及び(2)に掲げる貸出金に該当するものを除く。）をいう。以下同じ。）に該当する貸出金

(4)　貸出条件緩和債権（債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（(1)から(3)までに掲げる貸出金に該当するものを除く。）をいう。以下同じ。）に該当する貸出金

［ハ～ル　略］

［六・七　略］

［2～5　略］

（合併の認可の申請）

第二十二条　銀行は、法第三十条第一項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

［一～十　略］

十一　合併後存続する銀行又は合併により設立される銀行が当該合併により子会社対象会社（法第十六条の二第一項に規定する子会社対象会社をいい、銀行業高度化等会社（第十七条の四の三に規定する会社を除く。）を除く。次条第一項第十一号及び第二十三条第一項第九号において同じ。）を子会社とする場合には、当該子会社対象会社に関する第十七条の五第一項第四号に掲げる書面

十一の二　合併後存続する銀行若しくは合併により設立される銀行又はその子会社が、当該合併により他業銀行業高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有すること又は外国の銀行業高度化等会社を子会社とすることとなる場合には、当該会社に関する第十七条の五の二第一項第四号に掲げる書面

十二　合併後存続する銀行又は合併により設立される銀行が子会社等を有する場合には、当該銀行及び当該子会社等の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書面

［十三・十四　略］

2　［略］

（会社分割の認可の申請）

第二十二条の二　銀行は、法第三十条第二項の規定による会社分割の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

［一～十一　略］

十一の二　当該会社分割により銀行又はその子会社が他業銀行業高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有すること又は外国の銀行業高度化等会社を子会社とすることとなる場合には、当該会社に関する第十七条の五の二第一項第四号に掲げる書面

［十二～十五　略］

2　［略］

ロ　［同上］

［(1)・(2)　同上］

(3)　三カ月以上延滞債権（元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金（(1)及び(2)に掲げるものを除く。）をいう。以下同じ。）に該当する貸出金

(4)　貸出条件緩和債権（債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（(1)、(2)及び(3)に掲げるものを除く。）をいう。以下同じ。）に該当する貸出金

［ハ～ル　同上］

［六・七　同上］

［2～5　同上］

（合併の認可の申請）

第二十二条　［同上］

［一～十　同上］

十一　合併後存続する銀行又は合併により設立される銀行が当該合併により子会社対象会社（法第十六条の二第一項に規定する子会社対象会社をいい、銀行業高度化等会社を除く。以下この号、次条第一項第十一号及び第二十三条第一項第九号において同じ。）を子会社とする場合には、当該子会社対象会社に関する第十七条の五第一項第四号に掲げる書面

十一の二　合併後存続する銀行若しくは合併により設立される銀行又はその子会社が、当該合併により銀行業高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有すること又は外国の銀行業高度化等会社を子会社とすることとなる場合には、当該会社に関する第十七条の五の二第一項第四号に掲げる書面

十二　合併後存続する銀行又は合併により設立される銀行が子会社等（法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。以下この号、次条第一項第十二号及び第二十三条第一項第七号において同じ。）を有する場合には、当該銀行及び当該子会社等の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書面

［十三・十四　同上］

2　［同上］

（会社分割の認可の申請）

第二十二条の二　［同上］

［一～十一　同上］

十一の二　当該会社分割により銀行又はその子会社が銀行業高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有すること又は外国の銀行業高度化等会社を子会社とすることとなる場合には、当該会社に関する第十七条の五の二第一項第四号に掲げる書面

［十二～十五　同上］

2　［同上］